

被保険者総数
(令和7年1月末日現在)

藤枝市	19,316人
焼津市	18,810人
島田市	12,205人

みんなの 国民年金

令和7年3月発行

藤枝市 TEL643-3143

岡部支所 TEL667-3413

焼津市 TEL626-1114

大井川市民サービスセンター

TEL662-0545

島田市 TEL36-7191

金谷支所 TEL46-3566

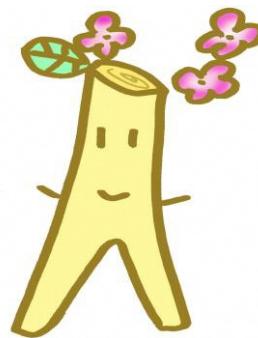
川根支所 TEL53-4580

国民年金への加入

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入します。

国民年金の種別が変更になったら、年金記録をつなぐためにも忘れずに届出をしましょう。

3市共同発行



藤枝市「えだっこ」

令和7年度国民年金保険料

定額保険料	付加保険料
月額 17,510円	月額 400円
年間 210,120円	(第1号被保険者で希望する人)

付加保険料を納めると、「納めた月数×200円」が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。

付加保険料の納付をご希望の人は住民登録のある市国民年金窓口までお申し出ください。

一部免除が承認されている人や国民年金基金に加入している人は付加保険料を納められません。

★手続きに必要なもの：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）

②マイナンバー（個人番号）がわかるもの

③窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）

定額保険料の割引額

～保険料の納付は口座振替がおでで便利です～

	納期限	現金納付・クレジットカード納付		口座振替	
		前納額	割引額	前納額	割引額
2年前納	4月30日(水)	409,490円	15,670円	408,150円	17,010円
1年前納	4月30日(水)	206,390円	3,730円	205,720円	4,400円
半年前納	4月30日(水) 10月31日(金)	(104,210円×2回) 208,420円	(850円×2回) 1,700円	(103,870円×2回) 207,740円	(1,190円×2回) 2,380円
毎月納付 (早割)	毎月当月末に 口座振替	口座振替でのみ納められる方法です		(17,450円×12ヶ月) 209,400円	(60円×12ヶ月) 720円

口座振替申込方法

★手続き先：引落しを希望する金融機関（年金事務所でも手続きができます）★手続きに必要なもの：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）

②口座番号がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード）③通帳届出印

④窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）

⑤口座振替納付申出書（年金事務所・市国民年金窓口・一部の金融機関に備え付けてあります。）

★申込期日：**随時受け付けています。**

※クレジットカード納付もご利用いただけます。詳しくは年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口へお問い合わせください。

令和7年度口座振替日（予定）※末日が土日祝日の場合は翌営業日

月	令和7年									令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月納付	6/2 (月)	6/30 (月)	7/31 (木)	9/1 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	1/5 (月)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)	4/30 (木)
毎月納付 (早割)	4/30 (水)	6/2 (月)	6/30 (月)	7/31 (木)	9/1 (月)	9/30 (火)	10/31 (金)	12/1 (月)	1/5 (月)	2/2 (月)	3/2 (月)	3/31 (火)
半年前納	初回振替日（後日通知）が、 →4月末の場合：4月分から9月分までが初回振替日に振替。10月分から3月分までが10月末振替。 →5月末から9月末の場合：9月末までは前月分を1ヶ月ごと振替（割引はなし）。10月分から3月分までが10月末振替。 →10月末以降の場合：当月分から当年度3月分までが初回振替日に振替。											
1年前納	初回振替日（後日通知）に、当月分から当年度3月分までが振替。											
2年前納	①「2年前納」と②「2年前納（4月開始）」の2種類から選択（②は2月末までに申し込み必要） ①→初回振替日（後日通知）に、当月分から翌年度3月分（13カ月から最大で24カ月の2カ年度分）までが振替。 ②→初回振替日（後日通知）から当年度3月分までは毎月末日に1ヶ月分ごと振替（割引はなし）。 その後、最初の4月末にまとめて24ヶ月分の保険料を振替。											

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

所得が少ないなど、保険料を納めることができない場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります（本人の申請が必要）。免除・猶予の承認を受けた期間は、10年以内なら申出によりさかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。

○免除（全額免除・一部免除）申請

所得に応じて、「全額免除」「4分の3免除（4分の1納付）」「半額免除（半額納付）」

「4分の1免除（4分の3納付）」の免除制度があります。

◎審査要件 「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年所得（1月分から6月分を申請される場合は前々年所得）が定められた基準以下であることなど。
※一部免除については、残りの保険料を納めないと未納期間扱いとなります。

電子申請もできます
詳しくは下部へ♪



焼津市「やいちゃん」

○納付猶予申請

50歳未満の人に限り利用できる制度です。

◎審査要件 「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年所得（1月分から6月分を申請される場合は前々年所得）が定められた基準以下であることなど。

○学生納付特例申請

学生の人に限り利用できる制度です。（学生の人は免除や納付猶予申請より、学生納付特例申請が優先されます。）

◎審査要件 学生で前年所得（1月から3月までの期間を申請する場合は前々年所得）が定められた基準以下であること。

申請方法

★手続き先：年金事務所または住民登録のある市の国民年金窓口、その他マイナポータルからスマホで電子申請ができます。

★手続きに必要なもの：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）

②マイナンバー（個人番号）がわかるもの

③窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）

④学生証（学生納付特例申請の場合のみ）/コピーの場合は両面必要

※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※退職（失業）した人は、雇用保険受給資格通知や雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票のコピーなどが必要な場合があります。

※学生納付特例申請の人で、日本年金機構から申請の案内が来ている場合は、同封の申請書はがきに必要事項を記入して郵送すること

により申請が可能です。（③学校が変わっている場合には、年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口での手続きが必要です。）

※全額免除・納付猶予の継続申請者であり、配偶者の状況に変更があった場合は、年金事務所に配偶者状況変更届の提出が必要となります。

※納付猶予の継続申請者で、世帯主の所得が基準以下に下がった場合は年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口へご相談ください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から手続きができますので、上記「手続きに必要なもの」と母子手帳などをお持ちのうえ住民登録のある市国民年金窓口で手続きしてください。

※多胎妊娠（双子等）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

免除はマイナポータルからも電子申請することができます

1. マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書（数字4ケタ）を用意し、マイナポータルにログインする。
2. マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択する。
3. 「国民年金保険料の免除」から手続きを選択する。
4. 「国民年金に関する手続」の検索手順に従って手続きに進む。
5. マイナンバーカードを読み取り、必要事項を入力する。

マイナポータルと「ねんきんネット」を連携しておくと、いつでもどこでも手続きできて便利です。



島田市「ヘルシリョウ」

※退職（失業）した人は、雇用保険受給資格通知や雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票などの画像をアップロードしてください。
※入力内容や添付書類に不備があると、正しく処理されない場合があります。

詳しくは「ねんきんネット」で検索！ https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html

お問い合わせ先

ナビダイヤル 0570-058-555 でも説明いたします。

受付時間 月曜 8:30~19:00

火曜~金曜 8:30~17:15

第2土曜 9:30~16:00



「ねんきんネット」